

微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起のための暫定的な指針に基づく 広島県の対応方針

平成25年 3月 7日制定
平成25年12月13日一部改正

(目的)

第1条 この方針は、国が示した微小粒子状物質(PM2.5)に係る「注意喚起のための暫定的な指針」(以下「指針」という。)に基づく、微小粒子状物質(以下「PM2.5」という。)の注意喚起についての必要な事項を定めるものである。

(協力体制)

第2条 この方針の運用に当たっては、市町と緊密な協調体制をとり、その他の関係行政機関の協力を得るとともに、県民への周知について報道機関の協力を求めるものとする。

(高濃度予報の実施)

第3条 県は、指針に基づき、県内のPM2.5監視測定局のいずれか1局以上において、午前5時、6時、7時の各1時間値の平均値が、 $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合、又は午前5時から正午までの各1時間値の平均値が、 $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合に、高濃度予報を行うものとする。

2 高濃度予報は、第2条の協力等を得る機関に対して、別表により連絡するものとする。

(その他)

第4条 この方針に定めるもののほか、この方針の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

別表 PM2.5の高濃度予報の連絡経路

